

政令第二百五号

地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域再生法施行令の一部改正）

第一条 地域再生法施行令（平成十七年政令第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第十三号」に改める。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号口中「第十七条の三十六第二項」を「第十七条の五十七第二項」に改める。

（司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「から第五号まで及び」を「、第二号及び第四号から第六号まで並びに」に改める。

一 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十四号

二 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第十四号

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四十四号を第四十五号とし、第十六号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関すること。

第四十六条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 地域再生法第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関すること。

第五十一条第一号中「第四条第三十八号から第四十二号まで」を「第四条第三十九号から第四十三号ま

で」に改める。

附 則

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月五日）から施行する。